

○上田市自治会等による里山整備事業交付金交付要領（内規）

（趣旨）

第1条 この要領は、上田市自治会等による里山整備事業交付金交付要綱（令和6年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき、自治会等が自主的に実施する里山の森林整備活動に対して交付金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 交付金の対象となる者は、交付要綱第3条に定める自治会のほか、市長が認める団体として自治会山林委員会等の自治会内に設置される組織や、単一又は複数自治会の住民が構成員となり公益性の高い里山整備活動等を実施し、個別の会計を有する団体とする。

（交付金の交付対象森林）

第3条 交付金の交付対象となる森林のうち、交付要綱第3条第2項の定める森林法第5条に規定する森林と一体的に整備される森林とは、森林法5条に規定された森林と地理的、林況的に連続性があり、一体的に実施することで効率的かつ効果的な整備が見込める森林をいう。なお、交付対象とならない森林について、別紙1-1に定める。

（対象経費等）

第4条 交付金の対象となる経費及び交付額は、交付要綱第4条に記載の表に定めるが、その細目について別紙1-2に定める。

（事業計画承認通知）

第5条 市は、交付要綱第5条に定める事業計画書を承認した場合は、その旨を事業計画承認通知書（様式第2号）をもって申請団体に通知する。

（中止等又は完了期限延長承認通知）

第6条 市は、交付要綱第8条に定める事業中止（廃止）又は事業期間延長を承認した場合は、その旨を事業中止【廃止】【期間延長】承認通知書（様式第8号）をもって申請団体に通知する。

（交付金交付請求）

第7条 事業実施主体は、交付金確定通知書の通知があったときは、速やかに交付金交付請求書（様式第11号）を提出する。

附則

（施行期日）

この要領（内規）は、令和6年4月 日 から施行する。